

令和元（2019）年5月7日

保護者様

大阪市立城北小学校
校長 竹本 弥生

非常変災時等の措置について

平素は、本校の学校教育にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本校では、大阪市教育委員会の非常時の対応に関する通達をもとに、台風や地震、河川洪水等の非常時には下記の通り対応します。ご確認いただき、ご家庭での対応方よろしくお願ひいたします。

記

○ 臨時休業措置の基準について

午前7時の時点、もしくは、午前7時から児童が登校するまでの間で、次に掲げる態様及び規模の災害が発生したときは、臨時休業とします。ただし、すでに登校している児童がいた場合は、学校待機とし、連絡を取った後、保護者の方に引き渡しを行います。

- ア 大阪市において、「暴風警報」「暴風雪警報」「特別警報」が発表された場合
(※「大雨警報」の場合は、休校となりませんのでご注意ください)
- イ 地震等により、JR環状線とOsaka Metro(地下鉄)の両方が運休している場合
- ウ 淀川・寝屋川の河川氾濫の「避難準備」「高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」の発令があった場合
- エ 大阪市内のいすれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生した場合。また、地震に係る「警戒宣言」が発表されている場合
- オ その他、登校時の安全が確保できない事態や、教育活動の実施が困難となる事態が発生した場合

○ 児童が登校した後に臨時休業措置となる事態が発生した時の対応について

震度5弱以上の地震 および 校区内に「避難勧告」「避難指示（緊急）」が発表された場合

児童の安全確保に努め、学校に避難・待機させます。時間がかかるても保護者が引き取りに来るまでは、児童を学校で保護しておきます。

上記の他 の場合

保護者の在宅が確認できた児童は、教職員引率のもと集団下校させます。在宅確認できない場合は、学校待機とし、直接保護者の方に引き渡しを行います。

○ その他

- ※ 保護者確認のための混乱が起きないように、引き渡しの際、保護者の皆様は、緊急時引き渡しカードをお持ちください。日中も連絡がつくようご確認をお願いします。
- ※ 臨時休業・下校になった場合は、「いきいき活動」は実施しません。途中で発令が解除された場合も「いきいき活動」は実施しません。